枚方市自立支援協議会の組織に関する見直し案について

設置目的：相談支援事業を始めとする地域の障害福祉のシステムづくりに関する中核的な協議の場として設置する

〇所掌事項（以下の内容に関する協議、調整）
相談支援事業の運営評価、困難事例への対応のあり方、関係機関のネットワーク構築、社会資源の開発・改善　など

全体会（年２・３回程度開催）

〇役割
・相談支援事業者から活動報告を受け、運営評価を行う。
・専門部会や行政等から報告を受け、所掌事項について協議を行う。
・専門部会の構成等について決定する。

〇構成
相談支援事業者、学識経験者、福祉サービス事業者、福祉関係機関、保健・医療関係機関、雇用関係機関、障害当事者及び支援者、市職員

幹事会

廃止

事務局会議（年６回開催）

新設

〇役割
全体会の議事等、協議会の所掌事項について調整を行う。

〇構成
基幹相談支援センター、市職員

設置承認

専門部会（必要に応じて設置）

〇役割
特定の課題について調査研究等を行い、全体会に報告・提案する（設置は全体会の承認が必要）。

〇構成
全体会で承認を得た者

〇現在の専門部会
・相談支援部会
・地域移行部会
・精神障害者地域生活支援部会
・就労支援部会